

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整理に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等経営強化法施行令 (平成十一年政令第二百一号) 【第一条関係】	1
○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令 (平成十九年政令第百七十八号) 【第二条関係】	10
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成十六年政令第百八十二号) 【第三条関係】	12
○ 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 【第五条関係】	15
○ 中小企業信用保険法施行令 (昭和二十五年政令第三百五十号) 【第六条関係】	16
○ 租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四十三号) 【第七条関係】	18
○ 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号) 【第八条関係】	21
○ 法人税法施行令 (昭和四十年政令第九十七号) 【第九条関係】	23
○ 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号) 【第十条関係】	25
○ 経済産業省組織令 (平成十二年政令第二百五十四号) 【第十一条関係】	26
○ 中小企業政策審議会令 (平成十二年政令第二百九十五号) 【第十二条関係】	30

改正案	現行
<p>（特定独立行政法人等の範囲）</p> <p>第五条 法第二十六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（経営力向上計画に係る特定許認可等）</p> <p>第九条 法第十七条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、<u>法第十七条第七項の同意のため</u>に必要な書類を定めることができる。</p> <p>3 <u>法第十七条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により</u>行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る経営力向上計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第十七条第七項の規定により特定許認可等</u>をした行政庁に協議する場合には、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。</p> <p>（経営革新関連保証及び経営力向上関連保証に係る保険料率）</p>	<p>（特定独立行政法人等の範囲）</p> <p>第五条 法第二十七条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（経営力向上計画に係る特定許認可等）</p> <p>第九条 法第十九条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、<u>法第十九条第六項の同意のため</u>に必要な書類を定めることができる。</p> <p>3 <u>法第十九条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により</u>行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る経営力向上計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第十九条第六項の規定により特定許認可等</u>をした行政庁に協議する場合には、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。</p> <p>（経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証並びに経営力向上関連保証に係る保険料率）</p>

第十条 法第二十二條第九項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（削る）

第十二条

（略）

第十条 法第二十四條第十一項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、中小企業信用保険法第三條の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

（中核的支援機関の支援事業）

第十二条 法第六十八條第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

- 一 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、及び新たな事業活動を行う者に対して必要な情報を提供すること。
- 二 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又は指導を行うこと。
- 三 新たな事業活動を行う者に対し、高度技術の研究開発若しくはその成果の活用のために必要な資金に係る債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあつせんを行うこと。
- 四 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

第十三条

（略）

(権限の委任)

第十三条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十五条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十四条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限

(権限の委任)

第十四条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十五条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限

(経済産業大臣に属するものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限(都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・四 (略)

五 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(職業紹介(職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第四条第一項に規定する職業紹介をいう。次号及び次条第三号において同じ。)、労働者供給(同条第七項に規定する労働者供給をいう。次号及び次条第三号において同じ。))及び労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。))に係るものを除く。)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。次号及び次条第三号において同じ。)

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事

限(経済産業大臣に属するものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項並びに第七十七条第二項の規定による行政庁の権限(都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・四 (略)

五 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(職業紹介(職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第四条第一項に規定する職業紹介をいう。以下同じ。))、労働者供給(同条第七項に規定する労働者供給をいう。以下同じ。))及び労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下同じ。)

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事

業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ （略）

七〇十二 （略）

（削る）

業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第二項第三号及び第十七条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ・ロ （略）

七〇十二 （略）

第十六条 法第十六条第一項、第十七条第一項から第三項まで、第七十六条第三項及び第七十七条第二項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十六条第一項、第十七条第一項から第三項まで、第七十六条第三項及び第七十七条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲

げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

六 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十五条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

三 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第

第十七条 法第十九条第一項及び第六項、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十九条第二項及び第三項、第七十条第四項並びに第七十七条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

三 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第

十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。) 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四〇七 (略)

第十六条 法第三十一条第一項、第三項及び第四項、法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項及び第三項、法第三十四条から第三十六条まで並びに法第七十一条第四項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限(経済産業大臣に属するものに限る。)は、認定経営革新等支援機関(法第三十一条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。)の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第七十三条第十一項の規定により金融庁長官に委任された権限(認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。)は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長)に委任されるものとする。

第十七条 法第五十条第一項並びに第五十一条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十条第五項及び第七十一条第五項の規定による経済産業大臣の権限(認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。)は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

十九条第六項、第二十条第三項並びに第二十九条第二項及び第三項の規定によるものを除く。) 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四〇七 (略)

第十八条 法第三十二条第一項、第三項及び第四項、法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項及び第三項、法第三十五条から第三十七条まで並びに法第七十七条第四項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限(経済産業大臣に属するものに限る。)は、認定経営革新等支援機関(法第三十二条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。)の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第七十九条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。)は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長)に委任されるものとする。

第十九条 法第五十条第一項並びに第五十一条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十六条第六項及び第七十七条第五項の規定による経済産業大臣の権限(認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。)は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十条第五項及び第七十一条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

附 則

1 (略)

2 平成十三年三月三十一日までに成立している普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第十條の規定の適用については、同条中「〇・四一パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

2 法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第七十六条第六項及び第七十七条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

附 則

1 (略)

2 平成十三年三月三十一日までに成立している普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、法第二十四條第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第十條の規定の適用については、同条中「〇・四一パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料率）</p> <p>第二条 法第十九条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の第二項に規定する無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。</p> <p>（商標登録出願等に係る登録料の軽減）</p> <p>第三条 法第二十四条第一項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項において同じ。）が承認地域経</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第二条 法第十八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の第二項に規定する無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。</p> <p>（商標登録出願等に係る登録料の軽減）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項において同じ。）が承認地域経</p>

済牽引事業（法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画（法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。次条第一項において同じ。）の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一〇三（略）

2（略）

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四条 法第二十四条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一〇三（略）

2（略）

済牽引事業（法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画（法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。次条第一項において同じ。）の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一〇三（略）

2（略）

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四条 法第二十三条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一〇三（略）

2（略）

改正案	現行
<p>（貸付けの対象となる中小企業団体）</p> <p>第二条 法第十五条第二項第七号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号口に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p>	<p>（貸付けの対象となる中小企業団体）</p> <p>第二条 法第十五条第二項第八号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号口に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業又は複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）が共同で行おうとする同法第十六条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の認定を受けたもの（同法第十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う異分野連携新事業分野</p>

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

2 (略)

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け(都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。)とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に關しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

(削る)

二 (略)

4・5 (略)

(内閣総理大臣への権限の委任)

第二十条 法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五条第一項第三号、第四号、第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務(同項第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務に附帯する

開拓に係る事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

2 (略)

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け(都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。)とする。

一 第一項各号に掲げる事業(次号に掲げるものを除く。)であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に關しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 第一項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係るもの

三 (略)

4・5 (略)

(内閣総理大臣への権限の委任)

第二十条 法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五条第一項第三号、第四号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務(同項第八号、第十一号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸

業務を含む。)に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

付けの業務に附帯する業務を含む。)に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

改正案	現行
<p>（法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等） 第三十七条の五（略）</p> <p>2（略） （削る）</p>	<p>（法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等） 第三十七条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十二条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、同項に規定する特定高度技術産学連携地域において同号に規定する工場又は同号に規定する事業場の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行う業務とする。</p>

改正案	現行
<p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第九条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十七条又は第四十四条の規定に係る債務の保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十三条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第</p>	<p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第九条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十八条又は第四十五条の規定に係る債務の保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項の規定に係る債務の保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十九条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進</p>

七十六条、第三百三十条又は第三百三十九条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6
(略)

に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条、第三百三十条又は第三百三十九条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6
(略)

改正案	現行
<p>（地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除） 第五条の五の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項第一号に規定する政令で定めるものは、 地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業 大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて 主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基 盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四十三条第 二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税 額の特別控除） 第二十七条の六 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定め る中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の 額が一億円以下の法人（第一号において「判定法人」という。 ）のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有 しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人と する。</p> <p>一 その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資 を除く。次号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以</p>	<p>（地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除） 第五条の五の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項第一号に規定する政令で定めるものは、 地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業 大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて 主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基 盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十八条第 二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税 額の特別控除） 第二十七条の六 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定め る中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の 額が一億円以下の法人（第一号において「判定法人」という。 ）のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有 しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人と する。</p> <p>一 その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資 を除く。次号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以</p>

上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二（略）

2～8（略）

（地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
第二十七条の十一の二（略）

2 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四十三条第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

3（略）

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二（略）

2～8（略）

（地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
第二十七条の十一の二（略）

2 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十八条第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

3（略）

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十一 法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する連結法人は、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

- 一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（イにおいて「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人
- イ その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第三十九条の三十九第十一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人
- ロ (略)

二 (略)
2/8 (略)

第三十九条の四十一 法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する連結法人は、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。）とする。

- 一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（イにおいて「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人
- イ その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第三十九条の三十九第十一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人
- ロ (略)

二 (略)
2/8 (略)

改正案	現行
<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請日において、次のいずれかに該当する中小事業者（第四号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十七項</u>に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金を交付された者</p> <p>ニ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利</p>	<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請日において、次のいずれかに該当する中小事業者（第四号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十八項</u>に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金を交付された者</p> <p>ニ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利</p>

に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

(削る)

(削る)

三〇六 (略)

に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

ホ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓(同法第二条第十一項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。)に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)

又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者

ヘ その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第五条第二項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等(同法第二条第三項に規定する特定研究開発等をいう。)の成果に係るもの(当該認定計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者

三〇六 (略)

改正案	現行
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第八号（業務の範囲）及び附則第八号の八第一号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務並びに同法附則第八号の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八号の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業</p> <p>ホ （略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十号及び第十三号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第八号及び第九号並びに第二項第六号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第八号の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八号の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業</p> <p>ホ （略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十二号及び第十四号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業</p>

ハ〜チ (略)

四 (略)

五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ〜チ (略)

リ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び附則第八条の八第一号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業

六〜三十四 (略)

2 (略)

ハ〜チ (略)

四 (略)

五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ〜チ (略)

リ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業

六〜三十四 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ〜エ （略）</p> <p>テ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第三十一条第二項</u>に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号又において同じ。）</p> <p>二〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ〜エ （略）</p> <p>テ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第三十二条第二項</u>に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号又において同じ。）</p> <p>二〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（地域企業高度化推進課の所掌事務）</p> <p>第三十一条 地域企業高度化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 （略）</p> <p>（情報技術利用促進課の所掌事務）</p> <p>第八十四条 情報技術利用促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、情報処理の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第一百四十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施</p>	<p>（地域企業高度化推進課の所掌事務）</p> <p>第三十一条 地域企業高度化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関することに限る。）。</p> <p>四 （略）</p> <p>（情報技術利用促進課の所掌事務）</p> <p>第八十四条 情報技術利用促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 中小企業等経営強化法の施行に関すること（情報関連人材育成事業に関することに限る。）。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、情報処理の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第一百四十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十九</p>

行に関すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。））、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。）。

十二（略）

（経営支援部の所掌事務）

第五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五（略）

六 中小企業等経営強化法の施行に関すること（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

（企画課の所掌事務）

第五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六（略）

七 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る）、財務課の所掌に属するものを除く。）、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。）。

条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。））、同法第二十二条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。）。

十二（略）

（経営支援部の所掌事務）

第五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五（略）

六 中小企業等経営強化法の施行に関すること（経済産業政策局及び商務情報政策局並びに事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

（企画課の所掌事務）

第五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六（略）

七 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十九条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る）、財務課の所掌に属するものを除く。）、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。）。

八 (略)

(財務課の所掌事務)

第百五十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画(中小企業者の行う同法第二条第十一項に規定する事業承継等に係るものに限る。)及び同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画に関することに限る。)

五 (略)

(創業・新事業促進課の所掌事務)

第百六十一条 創業・新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 中小企業等経営強化法の施行に関すること(事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。)

(技術・経営革新課の所掌事務)

第百六十二条 技術・経営革新課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十四条第一項に規定する経営革新計画及び同法第四十三条第一項に

八 (略)

(財務課の所掌事務)

第百五十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十九条第一項に規定する経営力向上計画(中小企業者の行う同法第二条第十二項に規定する事業承継等に係るものに限る。)及び同法第二十二条第一項に規定する事業再編投資計画に関することに限る。)

五 (略)

(創業・新事業促進課の所掌事務)

第百六十一条 創業・新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 中小企業等経営強化法の施行に関すること(経済産業政策局及び商務情報政策局並びに事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。)

(技術・経営革新課の所掌事務)

第百六十二条 技術・経営革新課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 中小企業等経営強化法の施行に関すること(同法第十四条第一項に規定する経営革新計画及び同法第四十四条第一項に

規定する情報処理支援業務に関することに限る。)

規定する情報処理支援業務に関することに限る。)

改正案

現行

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>中小企 業経営 支援分 科会</p>	<p>一 （略） 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一十九号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五十五号）第十七条第三項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業者と農林漁業</p>

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>中小企 業経営 支援分 科会</p>	<p>一 （略） 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一十九号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五十五号）第十七条第三項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり</p>

2 ～ 6 (略)	(略)	
	(略)	<p>者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 ～ 6 (略)	(略)	
	(略)	<p>基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>